

ICT 機器を活用した学習についてのガイドライン（令和5年4月1日時点）

宗像市教育委員会

1 学習における注意事項

●個人情報の保護について

- ・写真を撮ったり、音や映像を録音・録画する時は、相手の許可（肖像権等）を得てください。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しないでください。

●人権侵害について

- ・ICT 機器を使用して相手を傷つけたり、不快感を与えたりする言動はしないでください。

●著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可を得てください。

●安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、マナーについて

- ・インターネットで、不適切なサイトの閲覧や他人を誹謗中傷する投稿を行わないでください。
※市が貸与するタブレット端末については、有害サイトなどへのフィルタリングの設定を行っております。
- ・学習に関係のないサイトに対する閲覧、利用、写真や動画の配信は行わないでください。
- ・アカウント名やパスワードが、外部に流出することのないように管理してください。
- ・学校や市のシステムに不正にログインする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為等を行わないでください。
- ・USB メモリなどの外部装置や周辺機器を接続しないでください。

●費用負担について

- ・家庭において ICT 機器を活用した学習にかかる通信費（Wi-Fi 等通信機器の設置及び維持費用も含む）、電気代（充電等にかかる費用）等は保護者の責任と費用負担で行ってください。
- ・**タブレット端末や充電器は学校備品であり、貸与です。そのため、たたいたり、投げたりするなど故意や重大な過失による破損、紛失の場合や学校外及び学校での学習外（登下校時、学童、家庭等）での破損、紛失の場合は、原則、保護者負担により原状復旧**していただきます。ただし、故意や重大な過失による破損を除き、学校での学習中にタブレット端末及び充電器を破損させてしまった場合は、市教育委員会が負担します。

【過去に学校内でタブレット端末等を破損させ、保護者負担となった例】

- ・ 教室移動のためにタブレット端末を持ち歩いていて A さんを B さんが押したため、A さんが驚いて、タブレット端末を落としてしまい、画面が割れた。（B さんの保護者が負担）
- ・ 班学習中に 2 人でふざけていて、タブレット端末を閉じたときに 1 人の手が挟まったため、画面が割れた。（2 人の保護者で負担）

●健康面について

- ・健康面に留意するため、時間を決めてから ICT 機器を活用してください。

●お問い合わせについて

- ・学校から指示があった学習や教材についての質問は、学校にお問い合わせください。

2 タブレット端末の持ち帰りにおける注意事項

●インターネットへの接続について

- ・タブレット端末は無線でのみインターネットに接続できます。
- ・家庭におけるタブレット端末のインターネットへの接続は、保護者が行ってください。
- ・市街の無料 Wi-Fi サービスにはつながないでください。
- ・家庭にインターネットに接続できるパソコンやタブレット等の機器がなく、無線でのインターネット接続ができない家庭につきましては、市よりモバイルルーターを貸し出しますので、学校へご連絡ください。

※SIMカードは原則、付属しないため、各家庭で通信会社との契約をお願いします。

●タブレット端末の取り扱いについて

- ・タブレット端末を安全に使用できるよう、また破損、紛失、水没、落下等による破壊にならないよう、指導してください。
- ・タブレット端末は学習活動に関わることにのみ使用するよう、指導してください。
- ・第三者へタブレット端末を譲渡、担保、販売、別の人に貸すこと等をしないでください。
- ・タブレット端末近くでの飲食は禁止とします。
- ・児童生徒がタブレット端末を使用する際、適切な管理の下に使用させ、児童・生徒の怪我、事故等や第三者に損害を与えた場合は、保護者の責任と費用負担で解決してください。
- ・タブレット等の利用、返却について、学校及び宗像市教育委員会の指示に従ってください。

3 持ち帰ったタブレット端末や充電器の破損・紛失・盗難等について

- ・破損や紛失などの不具合が生じた場合は、遅延なく学校へ報告してください。

※学校を通じて、修理の手配などを行うので、個人での修理はしないでください。

※学校外及び学校での学習外（登下校時、学童、家庭等）の破損や紛失について、原則、保護者の費用負担になります。各家庭で、子どもを被保険者として加入している個人賠償責任保険などの中で、端末の破損や紛失に対応する特約が付いているものもあるため、保険の対象をご確認することをおすすめします。

- ・盗難などの被害にあった場合は、速やかに警察に届け出を行い、証明を受けてください。

4 その他

- ・本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会にて協議決定します。